

第1章 医療法人設立認可後の手続

〇〇〇知事（以下「知事」という。）から、医療法人の設立認可書を受領した後は、次のような医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の事務手続を行ってください。

1 医療法人設立登記

（1）設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。【法第46条】

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）により、規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は次のとおりです。

	登 記 事 項	登 記 例	備 考
1	目 的 及 び 業 務	病院（診療所又は介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とし、次の病院（診療所又は介護老人保健施設）を開設する。 医療法人〇団〇〇会〇〇病院（診療所・介護老人保健施設） 〇〇〇〇〇市〇区〇条〇〇丁目〇番〇号	
2	名 称	医療法人〇団〇〇会	
3	事 務 所	〇〇〇〇〇市〇区〇条〇〇丁目〇番〇号	
4	代表権を有する者（理事長）の住所・氏名及び資格	〇〇〇〇〇市〇区〇条〇〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇	
5	存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由		法定の解散事由は登記する必要はありません。
6	資 産 の 総 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也	財産目録の正味資産額とします。

エ 登記は、設立認可書を受領した日から、主たる事務所の所在地の登記所へ2週間以内に登記しなければなりません。

（2）設立登記届の提出

ア 登記を済ませたら、法人の登記事項証明書を取り、「登記届」により、知事あてで保健所に2部（正1部・副1部）提出してください。

イ 抛出又は寄附を受けて法人の資産となった土地及び建物については、所有権移転登記を行ってください。